

平成26年10月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(行コ)第300号公金支出差止等(住民訴訟)請求控訴事件(原審・さいたま地方裁判所平成16年(行ウ)第47号)

口頭弁論終結日 平成26年4月22日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 原判決の主文2項を次のとおり変更する。

(1) 本件訴えのうち、以下の部分をいずれも却下する。

ア 被控訴人埼玉県公営企業管理者に対し、八ッ場ダムに関し、特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金並びに水源地域対策特別措置法12条1項1号及び2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金の支出の差止めを求める部分のうち、平成26年4月22日までにされた支出の差止めを求める部分

イ 被控訴人埼玉県知事に対し、八ッ場ダムに関し、河川法63条に基づく受益者負担金、公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金(平成24年7月2日より前は財団法人利根川・荒川水源地域対策基金)の事業経費負担金及び被控訴人埼玉県公営企業管理者が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについてこれを補助するために行う一般会計から埼玉県水道用水供給事業会計に対する繰出金の支出の差止めを求める部分のうち、平成26年4月22日までにされた支出の差止めを求める部分

(2) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 控訴人らのその余の本件控訴をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審とも控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人埼玉県公営企業管理者は、ハッ場ダムに関し、次の各負担金を支出してはならない。
 - (1) 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金
 - (2) 水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
 - (3) 水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
- 3 被控訴人埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実が違法であることを確認する。
- 4 被控訴人埼玉県知事は、ハッ場ダムに関し、次の各負担金及び繰出金を支出してはならない。
 - (1) 河川法63条に基づく受益者負担金
 - (2) 公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（平成24年7月2日より前は財団法人利根川・荒川水源地域対策基金）の事業経費負担金
 - (3) 被控訴人埼玉県公営企業管理者が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行う一般会計から埼玉県水道用水供給事業会計に対する繰出金
- 5 被控訴人埼玉県県土整備部河川砂防課長は、埼玉県を代表して、上田清司に対し、67億7762万1058円及びうち7億3336万5101円に対する平成16年9月10日から、うち60億4425万5957円に対する平成21年11月30日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求せよ。
- 6 被控訴人埼玉県企画財政部土地水政策課長は、埼玉県を代表して、上田清

司に対し、11億5186万6986円及びうち8349万2401円に対する平成16年9月10日から、うち10億6837万4585円に対する平成21年11月30日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求せよ。

7 被控訴人埼玉県企画財政部財政課長は、埼玉県を代表して、上田清司に対し、98億4895万1374円及びうち11億2911万2000円に対する平成16年9月10日から、うち87億1983万9374円に対する平成21年11月30日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求せよ。

8 被控訴人埼玉県公営企業管理者は、埼玉県を代表して、田村健次に対し、7億3806万1000円及びこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、埼玉県の住民である控訴人らが、国の国土交通省を事業主体として利根川水系吾妻川に設置予定の多目的ダムであるハッ場ダム（群馬県吾妻郡長野原町）の建設事業について、同ダムは、治水上及び利水上の必要性がなく、ダムサイト地盤はダム建設地として不適格で、ダム湖周辺には地すべりの危険性があり、環境影響評価義務を怠るなど、違法な事業であり、同事業に関する負担金等の支出が違法であるなどとして、(1)地方自治法242条の2第1項1号に基づき、①被控訴人埼玉県公営企業管理者に対し、ハッ場ダムに関する特定多目的ダム法（以下「特ダム法」という。）7条に基づく建設費負担金（以下「特ダム法負担金」という。）並びに水源地域対策特別措置法（以下「水特法」という。）12条1項1号及び2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金（以下「水特法負担金」という。）の各支出の差止めを、②被控訴人埼玉県知事に対し、ハッ場ダムに関する河川法63条に基づく受益者負担金（以下「河川法負担金」という。）、公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（平

成24年7月2日より前の名称は財団法人利根川・荒川水源地域対策基金であるが、以下、同日の前後を問わず「対策基金」という。)の事業経費負担金(以下「対策基金負担金」といい、上記各負担金を「本件各負担金」という。)及び被控訴人埼玉県公営企業管理者が特ダム法負担金を支出するについてこれを補助するために行う一般会計から埼玉県水道用水供給事業会計(以下「水道事業特別会計」という。)への繰出金(以下、本件各負担金と上記繰出金を併せて「本件各負担金等」という。)の各支出の差止めをそれぞれ求め、(2)地方自治法242条の2第1項3号に基づき、被控訴人埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用权設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実が違法であることの確認を求め、(3)同項4号に基づき、①被控訴人埼玉県県土整備部河川砂防課長、被控訴人埼玉県企画財政部土地水政策課長及び被控訴人埼玉県企画財政部財政課長(以下、「埼玉県県土整備部河川砂防課長」を「埼玉県河川砂防課長」といい、「埼玉県企画財政部土地水政策課長」を「埼玉県土地水政策課長」といい、「埼玉県企画財政部財政課長」を「埼玉県財政課長」という。)に対し、上記事業に関する支出を行った埼玉県知事に対する支出額と同額の金員及びこれに対する支出日以降の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の損害賠償の請求をすること、②被控訴人埼玉県公営企業管理者に対し、上記事業に関する支出を行った埼玉県公営企業管理者であった者に対する支出した金額と同額の金員及びこれに対する支出日以降の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の損害賠償の請求をすることをそれぞれ求める住民訴訟である。

原審は、本件訴えのうち、上記(2)の部分は、被控訴人埼玉県公営企業管理者には国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用权設定申請を取り下げる権限がなく不適法であるとして訴えを却下し、控訴人らのその余の請求は、本件各負担金等の各支出は財務会計上の義務に違反し違法であるとはいえず理由がないとして請求をいずれも棄却した。

この原判決に対し、控訴人らが控訴した。なお、原審原告のうち、永瀬正裕、永瀬秋子、川嶋庸子、菅原幸子、野口昭子、久慈力、渡部尚機、村松幹雄、牧野松太郎、寺島清文、北浦恵美、藤井由美子及び伊藤千秋は、原判決に対し控訴せず、藤永知子は、控訴後に控訴を取り下げた。

2 法令の定め

(1) 特ダム法及び同法施行令

特ダム法7条1項は、ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによって得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額並びに多目的ダムの建設に要する費用の財源の一部に借入金充てられる場合においては、支払うべき利息の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない旨定め、同条2項は、多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める旨定めている。

同法施行令9条1項は、同法7条1項の負担金のうち同法施行令9条1項2号に掲げる負担金以外の負担金の納付の方法及び期限は、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に於いて定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期限までに納付する旨定め、同法施行令11条の3は、国土交通大臣は、負担金を徴収しようとするときは、負担金の額を決定し、負担金の徴収を受ける者に通知するものとする旨定めている。

同法12条は、ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたときは、その者がすでに納付した同法7条1項の負担金を還付するものとするが、国土交通大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められるまでその還付を停止す

ることができる旨定めている。

同法施行令14条（平成21年政令285号による改正前の同法施行令では14条の2）は、同法12条の規定により還付する負担金の額は、ダム使用权の設定予定者の事業からの撤退により当該事業が縮小され、又は当該事業に係る基本計画が廃止されたときに当該者に還付する場合、既に納付した負担金の額から当該者について同法施行令1条の2第2項又は4項の規定により算出した額を控除した額（当該者が既に納付した負担金の額が同法施行令1条の2第2項又は4項の規定により算出した額を超えない場合にあっては零）とする旨定めている。

同法16条2項2号は、国土交通大臣は、同法7条1項の負担金を納付しないときに該当すると認めるときは、ダム使用权の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない旨定め、同法36条1項及び3項は、同法7条1項の負担金を納付しない者があるときは、国土交通大臣は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないが、その指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国土交通大臣は、国税滞納処分例により負担金等及び延滞金を徴収することができる旨定めている。

(2) 河川法及び同法施行令

河川法63条1項は、国土交通大臣が行う河川の管理により、同法60条1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる旨定め、同法64条1項は、国土交通大臣が行う一級河川の管理に要する費用のうち、同法63条1項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない旨定めている。

同法施行令38条1項本文は、国土交通大臣は、その行う一級河川の管理

に要する費用の負担に関し、同法60条1項又は同法63条1項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれその負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない旨定めている。

同法74条1項及び3項は、同法により納付すべき負担金をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者は、期限を指定して、その納付を督促しなければならないが、督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金を納付しない場合においては、国税の滞納処分等の例により、滞納処分をすることができる旨定めている。

(3) 水特法及び同法施行令

水特法12条1項は、水源地域整備計画に基づく事業（以下「整備事業」という。）がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、同項1号（同法2条に規定する指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者）、同項2号ホ（指定ダム等の建設により洪水等による災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体）及び同号イからハマまでに掲げる者と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる旨定めている。

同法施行令8条は、整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部若しくは一部を負担するもの又は同法12条1項1号若しくは2号に該当する地方公共団体が二以上あるときは、同項の規定による協議は、関係都道府県を通じて行うものとする旨定め、同法施行令9条は、同法12条1項の規定による整備事業についての負担の調整は、指定ダム等の建設の目的、指定ダム等の建設により関係当事者が受ける利益その他の諸般の事情を勘案して、関係当事者の負担の衡平を図ることを旨として行うものとする旨定めている。

3 本件の前提となる争いのない事実等は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の3に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁19行目の「によると」から20行目の「以下のとおりである」までを「では、八ッ場ダム建設事業の概要は以下のとおりとされていた」に、24行目の「洪水調整」を「洪水調節」にそれぞれ改め、6頁9行目の「新たに」の次に「1日」を、23行目の「60条1項」の次に「(なお、同項は、平成22年法律第20号により負担区分が一部改められた。)」をそれぞれ加え、7頁5行目の次に次を加える。

「その後、八ッ場ダムの建設に関する基本計画は、平成25年11月20日付けで第4回変更がされ、平成20年基本計画の内容から、前記洪水調節に関し、八ッ場ダム建設地点における計画高水流量毎秒3000立方メートルのうち毎秒2800立方メートルの洪水調節を行うことに変更し、工期に関し、完成予定年度を平成27年度から平成31年度に変更するなどの変更がされた(乙191の2)。」

(2) 原判決7頁8行目の「治水に関する法令上の計画における位置づけ」を「河川法上の位置づけ(主に治水関係)」に、9行目の「現在の国土交通大臣。以下、「国土交通大臣」という。」を「以下、当時の建設大臣を含めて、「国土交通大臣」という。」にそれぞれ改め、11行目の「(旧河川法)」及び12行目の「(基本計画)」を削り、18行目の「基準高水」を「基本高水」に、21行目の「基本計画」を「上記基本計画」に、22行目の「平成4年4月に基本計画が」を「平成4年4月及び平成7年3月に上記基本計画が」にそれぞれ改め、22行目の「同基本計画において、」及び25行目の「(河川法)」をいずれも削り、8頁1行目の「位置づけられている。」を「位置づけられ、同法16条の2に基づいて平成25年5月に定められた利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】においても、八ッ場

ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の新たな確保並びに発電を目的とするダムとして位置づけられている。」に改め、2行目の「乙6」の次に「、12、189の1、189の2、弁論の全趣旨」を加える。

- (3) 原判決8頁3行目の「利水に関する法令上の計画における位置づけ」を「水資源開発促進法上の位置づけ(利水関係)」に、15行目の「洪水調整」を「洪水調節」に、23行目の「変更した」を「変更し、八ッ場ダム建設事業の目的に流水の正常な機能の維持を図ることを加え、新規利水容量を約8600万立方メートル(有効貯水容量約9000万立方メートル)に変更した」にそれぞれ改める。

- (4) 原判決8頁26行目から9頁18行目までを次のとおり改める。

「国土交通大臣は、昭和51年の上記水資源開発基本計画を踏まえ、昭和61年7月、特ダム法4条に基づき、八ッ場ダム建設に関する基本計画を作成した(昭和61年7月10日建設省告示第1284号)。同基本計画では、八ッ場ダムの建設の目的は、洪水調節並びに水道用水及び工業用水の確保とされ、ダム使用权(水道)の設定予定者には埼玉県も含まれ、建設に要する費用の概算額は約2110億円とされ、河川法59条、60条1項及び63条に基づく埼玉県の負担額は、建設に要する費用の額に1000分の525を乗じて得た額とされ、特ダム法7条1項に基づく埼玉県(水道)の負担額は、建設に要する費用の額に1000分の168を乗じて得た額とされ、工期は昭和42年度から昭和75年度までの予定とされていた。その後、八ッ場ダム建設に関する基本計画は、平成13年9月、平成16年9月、平成20年9月及び平成25年11月に変更された。平成20年基本計画及び平成25年11月の変更の概要は、前記アのとおりである。

特ダム法5条は、ダム使用权の設定予定者は、ダム使用权の設定を申

請した者で、同法15条2項各号に掲げる要件を備える者でなければならぬ旨定めているところ、埼玉県は、昭和61年の上記基本計画作成より前に、同法15条に基づき、八ッ場ダムのダム使用权（水道）の設定を申請し、その後もこれを維持し、その結果、八ッ場ダム建設に関する基本計画には、埼玉県がダム使用权（水道）の設定予定者として継続して掲げられている。

（乙8、19、20、123、191の2、弁論の全趣旨）」

(5) 原判決9頁19行目から11頁3行目までを次のとおり改める。

〔(3) 埼玉県の本件各負担金の支出の根拠及び本件各負担金等の支出

ア 特ダム法負担金の支出の根拠

埼玉県が特ダム法負担金を支出する根拠は、前記2(1)の特ダム法施行令11条の3に基づく国土交通大臣の通知（以下「特ダム法負担金納付通知」という。）である。

イ 河川法負担金の支出の根拠

埼玉県が河川法負担金を支出する根拠は、前記2(2)の河川法施行令38条1項本文に基づく国土交通大臣の通知（以下「河川法負担金納付通知」という。）である。

ウ 水特法負担金の支出の根拠

八ッ場ダムは、昭和61年3月に水特法上の指定ダムとされ、平成7年11月に同法に基づく水源地域整備計画が告示された。水特法12条1項に基づき、群馬県と埼玉県を含む関係都県（群馬県及び埼玉県以外の関係都県として茨城県、千葉県及び東京都）との間で、平成8年2月22日付け「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」に基づく協定が締結され、埼玉県を含む下流受益者が負担する経費の総額は、整備事業に要する経費491億4778万9000円のうち4

03億0506万9000円（全体の0：8201）とされ、下流受益者が負担する経費のうち埼玉県が負担する割合は、0.3537とされた。埼玉県が水特法負担金を支出する根拠は、同協定及び同協定に基づき上記関係都県で作成された覚書である。（乙9、33、弁論の全趣旨）

エ 対策基金負担金の支出の根拠

対策基金は、水特法に基づく事業を補完し、水没地域の関係住民の生活再建等の一層の充実を図るという目的で、昭和51年12月に内閣総理大臣の認可を受けて、水源地域対策基金として設立され、昭和62年10月に八ッ場ダムを基金対象ダムに指定した。そして、埼玉県は、群馬県、茨城県、千葉県、東京都及び対策基金と共に、平成2年8月1日付け「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」に基づく協定を締結し、対策基金の事業に要する経費のうち埼玉県の負担割合は1000分の368.4と定められた。また、関係都県の具体的な負担額等は、年度毎に細目協定を締結して、定められている。埼玉県が対策基金負担金を支出する根拠は、同協定及び同細目協定である。

なお、対策基金は、平成24年6月28日に公益財団法人として認定され、同年7月2日、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金を名称変更し、移行したことにより、公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金が設立された。

（乙34、90、187の1、187の2、弁論の全趣旨）」

- (6) 原判決11頁5行目の「特ダム負担金」を「特ダム法負担金」に、6行目から8行目にかけての「国土交通大臣からの特ダム法施行令11条の3の定める納付通知（建設費負担金納付通知）」を「特ダム法負担金納付通知」に、

8行目の「特ダム負担金」を「特ダム法負担金」に、11行目から12行目にかけての「河川法施行令38条1項に定める受益者負担金納付通知（受益者負担金納付通知）」を「河川法負担金納付通知」に、17行目の「前記協定」を「前記ウの協定及び覚書」に、21行目の「前記協定」を「前記エの協定及び細目協定」に、12頁1行目の「同法」を「地方公営企業法」にそれぞれ改める。

4 本件の争点及び争点に対する当事者の主張は、当審における当事者の主張も踏まえ、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2事案の概要等」の4及び5に記載されたとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決14頁8行目の「建設費負担金」を「特ダム法負担金」に、10行目の「被告がこれまで」を「埼玉県がこれまで」に、「被告が作成する」を「埼玉県が作成する」にそれぞれ改める。
- (2) 原判決18頁23行目の「約8.3立方メートル毎秒」を「毎秒約8.3立方メートル」に改める。
- (3) 原判決20頁19行目の「1万7000立方メートル毎秒」を「毎秒1万7000立方メートル」に、19行目から20行目にかけての「1万5000立方メートル毎秒」を「毎秒1万5000立方メートル」に、21行目の「2万2000立方メートル毎秒」を「毎秒2万2000立方メートル」に、22行目の「7000立方メートル毎秒」を「毎秒7000立方メートル」に、22行目から23行目にかけての「1万7000立方メートル毎秒」を「毎秒1万7000立方メートル」に、23行目から24行目にかけての「5000立方メートル毎秒」を「毎秒5000立方メートル」に、22頁9行目から10行目にかけての「2万2000立方メートル毎秒」を「毎秒2万2000立方メートル」にそれぞれ改め、11行目の次に次を加える。

「d 利根川の基本高水のピーク流量を八斗島地点で毎秒2万2000立方メートルとしたのは、既往最大流量であるカスリーン台風時のピー

ク流量と比較しても著しく過大である。国土交通省は、カスリーン台風後の約30年の間に、上流域での河道改修等が進み、利根川を取り巻く情勢は一変し、河道への流出が飛躍的に増大したと主張するが、カスリーン台風後に、流出機構が大きく変わるような堤防等の改修は行われていない。利根川の基本高水のピーク流量が、昭和55年に、昭和24年策定の毎秒1万7000立方メートルから毎秒2万2000立方メートルと改訂されたのは、昭和40年代に沼田ダム構想等が持ち上がり、ダム群増設を正当化するために基本高水が大幅に改訂されたという経緯がある。八斗島地点毎秒2万2000立方メートルという流出計算の前提には、烏川を含む利根川本川上流域における堤防を1～5メートルも嵩上げするとの想定が存在するが、現在まで、計画策定から30年を経過しても未着手という状態にあり、八斗島地点毎秒2万2000立方メートルという計画は、単なる計算上のものではない。」

- (4) 原判決22頁20行目から21行目にかけての「1万6500立方メートル毎秒」を「毎秒1万6500立方メートル」に、26行目の「約600立方メートル毎秒」を「毎秒約600立方メートル」にそれぞれ改め、23頁14行目の次に次を加える。

「d 仮に、八斗島地点上流で溢れるとされる毎秒5500～6000立方メートルを上流にダム群を増設して調節するとすれば、ハッ場ダムを築造しても、なお10数基のダムが必要となる計算であるが、それが可能となる見通しは全く存在せず、ダムに頼る利根川の整備基本方針はその根本において破綻している。しかも、上流域での氾濫については、一度も調査されたことがない。また、現況の河道断面・河川管理施設の下では、計画降雨規模の降雨があっても、八斗島地点には毎秒1万6750立方メートル程度の洪水しか襲わないことは、国土交

通省が自身のデータで認めており、群馬県、茨城県、千葉県も追隨して承認しているところ、八斗島地点下流部では、計画高水流量である毎秒1万6500立方メートル程度の洪水を流下させる河道断面は確保されている。したがって、計画降雨規模の降雨があっても、ピーク流量は毎秒1万6750立方メートル程度であるから、同地点下流部の流量と水位の低減を図るための上流部のダムは、既に不要となっている。」

- (5) 原判決23頁15行目及び24頁17行目の「地滑り」をいずれも「地すべり」に改め、同行目の次に次を加える。

「a 少なくとも以下の4箇所の地区については、湛水地すべりの危険が現在化している。」

- (6) 原判決24頁18行目の「a」を「(a)」に、25頁2行目の「b」を「(b)」に、8行目の「c」を「(c)」に、14行目の「d」を「(d)」にそれぞれ改め、19行目の次に次を加える。

「b 国土交通省は、平成22年10月から開始された八ッ場ダム事業の検証において、地すべり対策を検討し直し、その結果、約110億円の費用をかけて10地区（対策済みの1地区を含めると対象地区は11地区）において対策を行うことを明らかにし、地元住民が移転しつつある代替地の地すべり対策も新たに検討し、約40億円の費用をかけて5地区に対策を講じるとした。この段階に至って大規模な地すべり対策工事計画が立てられたこと自体、従来の国土交通省のダム建設計画の不手際等を示しており、また、このような検証結果自体が、八ッ場ダムが地すべり地に建設する極めて危険な湛水湖であることを裏付けているといえる。さらに、この地すべり対策は、いまだ不完全、不十分であり、これによっても八ッ場ダム貯水池周辺の地すべり発生を抑止できる保証はなく、各地で地すべりが惹起される危険性が高い。」

」

- (7) 原判決 25 頁 24 行目の「自然環境」の次に「，遺跡」を加える。
- (8) 原判決 26 頁 8 行目の「特ダム法 12 条のダム使用権設定申請及び同申請を取り下げる」を「特ダム法 12 条が予定しているダム使用権設定申請を取り下げる」に，13 行目「これを怠り」から 17 行目末尾までを「これを怠り漫然と特ダム法負担金の支出をすることは，まさに違法な財務会計行為と評価される。つまり，埼玉県側が，利水上の要否に関する自らの判断のみで申請を取り下げれば，先行行為である建設費負担金納付通知に拘束されることはないのであるから，端的に利水上の利益の有無のみが，特ダム法負担金の支出が違法か否かの判断基準となり，埼玉県には八ッ場ダムによる利水上の利益はないから，埼玉県が特ダム法負担金を支出することは，地方自治法 2 条 14 項，同法 138 条の 2，地方財政法 4 条 1 項，地方公営企業法 5 条等に違反した違法な公金支出となる。また，八ッ場ダムによる利水が必要との埼玉県の行政判断には，当然考慮すべき考慮要素を考慮していないので，埼玉県が八ッ場ダムによる利水を得るために特ダム法負担金を負担することは，裁量権の逸脱又は濫用があり，違法と評価されるべきである。そして，環境影響評価義務等に違反する八ッ場ダム建設事業に埼玉県が公金を支出することは，地方自治法 2 条 14 項，16 項，地方財政法 4 条 1 項に違反し，違法である。」に，18 行目及び 20 行目の「負担金納付通知」をいずれも「特ダム法負担金納付通知」にそれぞれ改め，21 行目の「したがって」から 22 行目末尾までを削る。
- (9) 原判決 27 頁 1 行目から 2 行目にかけて及び 5 行目の「負担金納付通知」をいずれも「河川法負担金納付通知」に改め，6 行目の「のであるから」から 7 行目の「違反する」までを削り，7 行目の次に次を加える。
- 「埼玉県が河川法負担金を支出する根拠は，河川法 63 条であるところ，埼玉県が八ッ場ダムによって同条にいう「著しく利益を受ける」ことは

ないため、河川法負担金納付通知は違法無効となる。また、ハッ場ダムは、ダムサイト地盤の適格性を欠き、貯水池地域に地すべりの危険性があり、同法3条2項にいう「河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設」としての性状と機能を備えておらず、このような河川法違反のダムの建設のための河川法負担金納付通知も違法である。さらに、ハッ場ダム建設は、河川法に基づき、治水対策のためのダムとして計画されているが、同計画には、治水対策上の合理性が認められず、同計画に基づく河川法負担金納付通知も違法である。このような河川法負担金納付通知に基づき河川法負担金を支出することは、地方財政法4条、地方自治法138条の2に違反する違法な行為となる。さらに、環境影響評価義務等に違反するハッ場ダム建設事業に埼玉県が公金を支出することは、地方自治法2条14項、16項、地方財政法4条1項に違反し、違法である。」

- (10) 原判決27頁17行目の「支出拒否権を行使しないまま、」を「支出拒否権を行使せず、また、協定が許容している水特法負担金及び対策基金負担金の支出拒否権を行使しないまま、」に、21行目の「地方財政法4条」を「地方財政法4条等」にそれぞれ改める。
- (11) 原判決29頁14行目から15行目にかけて、21行目及び24行目から25行目にかけての「2万2000立方メートル毎秒」をいずれも「毎秒2万2000立方メートル」に、24行目の「2万1300立方メートル毎秒」を「毎秒2万1300立方メートル」に、29頁26行目から30頁1行目にかけての「1万7000立方メートル毎秒」を「毎秒1万7000立方メートル」に、30頁20行目の「地滑り」を「地すべり」に、33頁16行目の「建設費負担金納付通知」を「特ダム法負担金納付通知」に、17行目から18行目にかけて、21行目から22行目にかけて及び26行目の「負担金納付通知」をいずれも「特ダム法負担金納付通知」にそれぞれ改め、

34頁3行目の次に次を加える。

「特ダム法12条は、ダム使用権設定申請が却下され、又は取り下げられたときの特ダム法負担金の還付について定めるものであり、ダム使用権設定予定者がダム使用権設定申請を自由に取下げられる権利を定めたものではない。新たなダムの建設は、長期的視点と多くの財政負担を関係者に求めるものであり、ダム使用権設定の申請について、安易な申請や取下げは認められない。」

(12) 原判決34頁5行目及び11行目の「負担金納付通知」をいずれも「河川法負担金納付通知」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件訴えのうち、①被控訴人埼玉県公営企業管理者に対し、ハッ場ダムに関し、特ダム法負担金及び水特法負担金の支出の差止めを求める訴えのうち、平成26年4月22日までにされた支出の差止めを求める部分、②被控訴人埼玉県知事に対し、ハッ場ダムに関し、河川法負担金、対策基金負担金及び被控訴人埼玉県公営企業管理者が特ダム法負担金を支出するについてこれを補助するために行う一般会計から水道事業特別会計への繰出金の支出の差止めを求める訴えのうち、同日までにされた支出の差止めを求める部分及び③被控訴人埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める訴えは、いずれも不適法であるから却下すべきであり、その余の控訴人らの請求は、いずれも理由がないから棄却すべきと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 差止めの訴えの利益について

地方自治法242条の2第1項1号に規定する執行機関等に対する行為の差止めを求める訴えは、その性質上、差止めの対象となる行為が既に完了している場合には、訴えの利益を欠き、不適法になるものと解される。したがって、本件訴えのうち、被控訴人埼玉県公営企業管理者に対し、ハッ場ダムに関し、

特ダム法負担金及び水特法負担金の支出の差止めを求める訴え並びに被控訴人埼玉県知事に対し、ハッ場ダムに関し、河川法負担金、対策基金負担金及び被控訴人埼玉県公営企業管理者が特ダム法負担金を支出するについてこれを補助するために行う一般会計から水道事業特別会計への繰出金の支出の差止めを求める訴えについては、当審の口頭弁論終結日である平成26年4月22日までに上記各負担金及び繰出金の支出がされていたとしても、同日までにされた支出の差止めを求める部分については、差止めの対象となる行為は既に完了しているため、訴えの利益を欠き、不適法である。

3 争点(1) (ハッ場ダムについてダム使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠ることの違法確認を求める訴えの適法性) について

当裁判所も、被控訴人埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める訴えは、不適法であると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決35頁26行目から37頁16行目までに記載されたとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決36頁15行目末尾の次に「そして、埼玉県において、ダム使用権の設定申請を行う権限及びこれを前提とする同申請を取り下げる権限が被控訴人埼玉県公営企業管理者の権限に属することを内容とする同法9条15号という法令又は埼玉県の条例若しくは規則は見当たらない。」を加える。
- (2) 原判決36頁17行目の「処分であるから、」の次に「埼玉県においては、」を加え、17行目から18行目にかけての「地方公営企業管理者」を「被控訴人埼玉県公営企業管理者」に改め、20行目の「権限も」から21行目末尾までを「権限は、被控訴人埼玉県公営企業管理者には属せず、被控訴人埼玉県知事に属すると解すべきである。」に改め、22行目冒頭の「(2)」を削り、37頁8行目の「解される以上、」を「解される上、前記のような同法9条15号という法令又は埼玉県の条例若しくは規則が存在しない以上、

」に、9行目の「地方公営企業管理者」を「被控訴人埼玉県公営企業管理者」にそれぞれ改める。

(3) 原判決37頁10行目の次に次を加える。

「(2) 控訴人らは、ダム使用権の設定予定者の地位は、地方自治法238条1項4号の「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」又は同項7号の「出資による権利」に当たるから、同法242条1項の「財産」に当たると主張する。

しかし、同法238条1項は、「「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。」として、公有財産の範囲を具体的に定めるところ、これは同じく「財産」の範疇に属する「物品及び債権並びに基金」（同法237条1項参照）との区分を明確にし、公有財産の管理体制と責任関係を明確にする趣旨であると解される。そして、同法238条1項4号は、公有財産として「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」を掲げているところ、地上権、地役権及び鉱業権は、いずれも用益物権又は用益物権とみなされるものであるから、「その他これらに準ずる権利」とは、法律上確立している用益物権又は用益物権に類する性格を有する権利をいうものと解される。しかし、特ダム法20条によれば、ダム使用権は、物権とみなされるが、ダム使用権の設定予定者の地位は、将来、ダム使用権の設定を受け得るという手続上の暫定的な地位であり（同法16条2項、17条参照）、実際にダム使用権の設定を受けるには、特ダム法15条所定のダム使用権の設定の要件を満たす必要があるのであって、このようなダム使用権の設定予定者の地位を用益物権又は用益物権に類する性格を有する権利であると解することはできない。したがって、ダム使用権の設定予定者たる地位は、地方自治法238条1項4号の「地上権、地役

権、鉱業権その他これらに準ずる権利」には当たらない。また、同項7号は、公有財産として「出資による権利」を掲げているところ、ダム使用権の設定予定者は、特ダム法7条により特ダム法負担金の負担義務を負うが、その納付先は、ダムの建設主体である国土交通大臣（同法2条参照）であり、特ダム法負担金の負担により、ダム使用権の設定予定者が利益配当や残余財産の分配を受けることは予定されていないのであって、ダム使用権の設定予定者の地位は、地方自治法238条1項7号の「出資による権利」には当たらない。さらに、埼玉県によるダム建設のための負担金が、会計処理上、有形固定資産の中の建設仮勘定の一つとして計上されているが、このことを理由に、ダム使用権の設定予定者の地位が同法237条1項所定の「財産」すなわち同法242条1項の「財産」に当たるといえることもできない。」

(4) 原判決37頁12行目の「取り下げる権限もないというほかなく、」から16行目末尾までを「取り下げる権限がなく、また、ダム使用権の設定予定者の地位は地方自治法242条1項の「財産」に当たるといえることはできないので、本件訴えのうち、同法242条の2第1項3号に基づき、被控訴人埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める訴えは、不適法である（したがって、同訴えの本案に関する争点(4)は判断を要しないことになる。そして、被控訴人埼玉県知事がダム使用権設定申請を取り下げないことが違法とはいえないことは、後記5(1)のとおりである。）」に改める。

4 争点(2)（本件訴えは適法に監査請求を経ているか）について

当裁判所も、本件訴えは適法な監査請求を経ていると判断する。その理由は、原判決37頁18行目から38頁21行目までに記載されたとおりであるから、これを引用する。

5 争点(3) (本件各負担金等の支出は、地方財政法等に違反し違法か) について

(1) 特ダム法負担金の支出について

ア 地方自治法242条の2第1項4号に基づき当該職員に損害賠償の請求を求めることができるのは、先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、その原因行為を前提としてされた同職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解される(最高裁昭和61年(行ツ)第133号平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照)。ところで、埼玉県が特ダム法負担金を支出する根拠すなわち原因行為は、国土交通大臣がする特ダム法負担金納付通知である。そして、特ダム法36条1項及び3項は、特ダム法負担金納付通知を受けても、特ダム法負担金を納付しない者があるときは、国土交通大臣は、督促状によって督促しなければならないが、期限までに納付されないときは、国税滞納処分の例により負担金等を徴収することができる旨定めていることからすると、埼玉県は、国土交通大臣がする特ダム法負担金納付通知により、具体的な特ダム法負担金を納付すべき法的義務を負うことになると解すべきであり、そうであれば、被控訴人埼玉県公営企業管理者は、特ダム法負担金納付通知に重大かつ明白な瑕疵が存する場合でない限り、特ダム法負担金納付通知を尊重してその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないと解される。したがって、被控訴人埼玉県公営企業管理者がした特ダム法負担金の支出に関する行為は、上記のような瑕疵が存する場合でない限り、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反する違法なものといえることはできないと解すべきである。そして、地方自治法242条の2第1項1号に基づく差止請求についても、財務会計行為の違法性に関しては、これと同様に解すべきである。

イ もっとも、控訴人らは、特ダム法12条の予定しているダム使用权設定

申請を取り下げる権限については、申請者がこれを自由に行使することができ、埼玉県側が、埼玉県に八ッ場ダムによる利水上の利益がないにもかかわらず、上記申請を取り下げず、特ダム法負担金を支出することは、地方自治法2条14項等に違反した違法な公金支出になると主張する。

確かに、特ダム法12条は、ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請を取り下げられたときは、その者がすでに納付した特ダム法負担金を還付する旨定めており、このことからすると、ダム使用権の設定予定者がダム使用権の設定の申請を取り下げることは可能と解され、その場合、既に納付した特ダム法負担金の還付を受けられ得るとともに、同申請を取り下げれば、ダム使用権の設定予定者ではなくなるので、それ以降は、特ダム法負担金を負担する理由がなくなることになるかと解される。

ところで、埼玉県では、前記のとおり、被控訴人埼玉県知事がダム使用権の設定の申請を取り下げる権限を有していると解されるところ、法令上、ダム使用権の設定の申請の取下げに関する要件や基準が定められているわけではない。そして、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことができないものであり、かつ、水が貴重な資源であり、清浄にして豊富低廉な水の供給が図られることが公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すべきものであるところ（水道法1条、2条参照）、埼玉県は700万人を超える県民が生活しており（乙115、弁論の全趣旨）、このような多くの県民の生活基盤を支え、都市活動を維持していくためには、水道水を適切かつ安定的に供給する必要があること、そのためには、水の需要の予測や、供給能力及び水源の確保の評価が必要であり、これを踏まえて、利水上の必要性から八ッ場ダムのような多目的ダムによって水源を確保するかどうかの判断がされるべきであること、上記予測や評価に当たっては、渇水の発生や予測を上回る給水人口の増加等の事態が発生しても水の安定的な供給を行えるよう、ある程度の余裕を見込みつつ、水の需要

及び供給能力等の実績値の変化や傾向だけではなく、将来の人口、経済の状況、現有水源の状況、渇水発生状況等といった専門技術的なものも含めて将来の予測困難な事情をも考慮する必要があること、八ッ場ダムのような多目的ダムの建設が計画から完成に至るまで長期間を要すること等からすると長期にわたる見通しをもって行う必要があること等にかんがみれば、被控訴人埼玉県知事が、八ッ場ダムに関し、既にしたダム使用権の設定の申請を取り下げるか否かは、埼玉県における水源確保という重要な施策の中で、上記のような様々な点を考慮して判断すべきことであり、その判断は、被控訴人埼玉県知事の裁量に委ねられていると解され、その判断について裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があるとはいえない限り、八ッ場ダムに係るダム使用権の設定申請を取り下げないことが違法であるとはいえないというべきである。

そこで、被控訴人埼玉県知事の八ッ場ダムに係るダム使用権設定申請を取り下げないという判断が、その裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があり、違法といえるかについて検討する。

ウ 利水について

この点についての当裁判所の認定及び判断は、次のとおり補正するほかは、原判決43頁8行目から62頁3行目までに記載されたとおりであるから、これを引用する。

(ア) 原判決45頁16行目の「原告らの主張する」から18行目の「照らせば、」、20行目の「(乙61)」及び46頁9行目末尾の「。」をいずれも削り、13行目の「他の県」を「他の府県」に、16行目の「③」を「iii」にそれぞれ改め、48頁4行目の「14・」の次に「15・」を加え、50頁1行目から2行目にかけての「行うことできない」を「行うことはできない」に、51頁13行目の「約8.3立方メートル毎秒」を「毎秒約8.3立方メートル」に、19行目から20行目に

かけての「6. 17立方メートル毎秒から6. 747立方メートル毎秒」を「毎秒6. 17立方メートルから毎秒6. 747立方メートル」にそれぞれ改める。

- (イ) 原判決58頁15行目の「別紙10」を「別紙4」に改め、59頁11行目末尾の「。」及び13行目の「1～4頁、90頁」を削り、60頁17行目の「約90立方メートル毎秒」を「毎秒約90立方メートル」に、22行目の「約52立方メートル毎秒」を「毎秒約52立方メートル」にそれぞれ改め、23行目の「約89立方メートル毎秒から」を削り、「約61立方メートル毎秒」を「毎秒約61立方メートル」に、25行目の「約90立方メートル」を「毎秒約90立方メートル」に、61頁3行目から4行目にかけての「約30～40立方メートル毎秒」を「毎秒約30～40立方メートル」に、4行目の「約14立方メートル毎秒」を「毎秒約14立方メートル」に、12行目から13行目にかけての「(平成21年2月13日付け調査囑託に対する回答書)」を「(乙125)」に、25行目の「目標値」の次に「や、平成27年度の水需要として予測される約284万立方メートルをふまえて1日最大約293万立方メートルの供給量を確保するという目標値」を加える。

エ 結論

以上によれば、前記平成15年予測及び平成19年予測では、いずれも、相応の合理的根拠に基づき、水需要予測並びに供給能力及び水源の確保の評価がされており、これを前提として、本件合理化事業に基づく各転用水利権による取水部分のうち非かんがい期について、安定的な水源を確保するため、ハッ場ダムへの参画を継続し、ハッ場ダムに係るダム使用権設定申請を取り下げないという被控訴人埼玉県知事の判断は、不合理とはいえず、また、被控訴人埼玉県知事は、国土交通大臣に対し、ダム使用権の設定予定者とされている埼玉県を代表して、ハッ場ダムの建設に関する基本

計画の作成又は変更について異議がない旨又は意見を付して同意する旨等の意見を述べているところ、これは、特ダム法4条4項に基づくもので、同意意見を述べることについての埼玉県議会の議決を経ていること（乙82、84、191の2、弁論の全趣旨）をも考慮すれば、被控訴人埼玉県知事の上記判断がその裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があるとはいえず、したがって、被控訴人埼玉県知事がハッ場ダムに係るダム使用权設定申請を取り下げないことが違法であるとはいえない。この点に関する控訴人らのその余の主張や当審で取り調べた証拠（甲44、52、控訴人嶋津暉之本人等）を検討してみても、控訴人らのハッ場ダムに参画しなくても埼玉県としては水源を確保できるという主張はひとつの評価としてはあり得る指摘であるとしても、被控訴人埼玉県知事の上記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるということとはできない。

そうすると、被控訴人埼玉県公営企業管理者による特ダム法負担金の支出の違法性を判断するに当たっては、埼玉県がダム使用权（水道）の設定予定者であることを前提として判断することになるので、特ダム法負担金納付通知に重大かつ明白な瑕疵が存するとはいえないし、また、特ダム法負担金納付通知の更に前提となるハッ場ダム建設事業等については、控訴人らが特ダム法負担金の支出の関係で違法性を主張する環境に及ぼす影響に関する部分も含めて、重大かつ明白な瑕疵が存するとはいえないことは、後記のとおりである。

以上によれば、特ダム法負担金納付通知を根拠とする被控訴人埼玉県公営企業管理者の特ダム法負担金の支出に関する行為は、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反する違法なものということとはできない。

(2) 河川法負担金の支出について

ア 前記(1)アのとおり、地方自治法242条の2第1項4号に基づき当該職員に損害賠償の請求を求めることができるのは、先行する原因行為に違法

事由が存する場合であっても、その原因行為を前提としてされた同職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解される。ところで、埼玉県が河川法負担金を支出する根拠すなわち原因行為は、国土交通大臣がする河川法負担金納付通知である。そして、河川法74条1項及び3項は、同法により納付すべき負担金をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（本件でいえば、国土交通大臣）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならず、督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金を納付しない場合においては、国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる旨定めていることからすると、埼玉県は、国土交通大臣がする河川法負担金納付通知により、具体的な河川法負担金を納付すべき法的義務を負うことになると解すべきであり、そうであれば、被控訴人埼玉県知事は、河川法負担金納付通知に重大かつ明白な瑕疵が存する場合でない限り、河川法負担金納付通知を尊重してその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないと解される。そうすると、被控訴人埼玉県知事がした河川法負担金の支出に関する行為は、上記のような瑕疵が存する場合でない限り、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反する違法なものということとはできないと解すべきである。そして、地方自治法242条の2第1項1号に基づく差止請求についても、財務会計行為の違法性に関しては、これと同様に解すべきことになる。

この判断枠組みに関し、控訴人らは、埼玉県が八ッ場ダムによって河川法63条にいう「著しく利益を受ける」ことがなければ、河川法負担金納付通知は違法無効となり、八ッ場ダムが同法3条2項の河川管理施設としての性状と機能を備えていなければ、そのような河川法違反のダムの建設のための河川法負担金納付通知は違法であり、また、八ッ場ダムが治水対策のためのダムとして計画されているが、同計画に治水対策上の合理性が

認められなければ、同計画に基づく河川法負担金納付通知は違法になるなどとして、このような納付通知に基づき河川法負担金を支出することは、地方財政法4条、地方自治法138条の2に違反する違法な行為となり、さらに、環境影響評価義務等に違反する八ッ場ダム建設事業に埼玉県が公金を支出することは、地方自治法2条14項、16項、地方財政法4条1項に違反し、違法であるなどと主張する。しかし、この点に関する控訴人らの主張は、河川法負担金納付通知の前記のような法的性格や、地方自治法242条の2の規定に基づく住民訴訟の制度趣旨が、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実の予防又は是正を裁判所に請求する権能を住民に与え、これによって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであること（最高裁昭和51年（行ツ）第120号同53年3月30日第一小法廷判決・民集32巻2号485頁参照）に照らし、採用できない。

ところで、本件において、河川法負担金納付通知それ自体に重大かつ明白な瑕疵があることをうかがわせる事情は存しないところ、控訴人らが主張するのは、結局のところ、河川法負担金納付通知の更に前提となる八ッ場ダム建設事業そのもの、又は八ッ場ダム事業を掲げる計画等についての瑕疵（治水上の必要性が存在しないこと、ダムサイトが危険であること、地すべりの危険性があること、環境破壊の重大なおそれがあること）である。

そこで、河川法負担金納付通知の更に前提となる八ッ場ダム建設事業そのもの、又は八ッ場ダム事業を掲げる計画等に重大かつ明白な瑕疵があり、その結果、河川法納付通知に重大かつ明白な瑕疵が存するといえるかについて、控訴人らの主張に照らし、検討することとする。

イ 治水について

この点についての当裁判所の認定及び判断は、次のとおり補正するほか

は、原判決62頁14行目から71頁24行目までに記載されたとおりであるから、これを引用する。

(ア) 原判決62頁16行目の「2万2000立方メートル毎秒」を「毎秒2万2000立方メートル」に、63頁6行目の「1万7000立方メートル毎秒」を「毎秒1万7000立方メートル」に、14行目から15行目にかけての「2万2000立方メートル毎秒」を「毎秒2万2000立方メートル」に、18行目から19行目にかけての「2万1200立方メートル毎秒」を「毎秒2万1200立方メートル」に、19行目から20行目にかけての「2万2000立方メートル毎秒」を「毎秒2万2000立方メートル」に、21行目の「6000立方メートル毎秒」を「毎秒6000立方メートル」に、22行目の「1万6000立方メートル毎秒」を「毎秒1万6000立方メートル」に、64頁3行目から4行目にかけての「2万2000立方メートル毎秒」を「毎秒2万2000立方メートル」に、4行目から5行目にかけての「5500立方メートル毎秒」を「毎秒5500立方メートル」に、5行目「1万6500立方メートル毎秒」を「毎秒1万6500立方メートル」に、それぞれ改め、6行目の次に次を加える。

「b 国土交通省は、自ら、上記河川整備基本方針策定時に飽和雨量等の定数に関して十分な検証が行われなかったこと等から、データを点検した上で、当時の流出計算モデル（以下「現行モデル」という。）の問題点を整理し、蓄積されてきたデータや知見を踏まえて新たな流出計算モデル（以下「新モデル」という。）を構築し、これを用いた基本高水の検証を行うこととした。同省は、その際、学術的な観点からの評価が行われることが重要であると、客観性と中立性を確保するため、第三者的で独立性の高い学術的な機関に評価を依頼することが必要であるとして、平成23

年1月13日付けで日本学術会議にその評価を依頼した。これを受けて、日本学術会議は、河川水文学、森林水文学、河川工学、気象学分野等の12名の専門家で構成される日本学術会議土木工学・建築学委員会河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会が中心となって検討を行った。同検討において、同分科会は、現行モデルについての十分な情報を得ることは難しかったが、モデルの内容の理解に努め、現行モデルに含まれる問題点を整理し、水収支に着目した有効降雨モデルに基づく貯留関数の新モデルの開発方法を推奨し、次に、新モデル、現行モデルの双方について、同分科会自身でプログラムを確認し、動作をチェックし、基礎方程式、数値計算法について誤りがないことを確認し、さらに、感度分析やシミュレーション結果の整理により、新モデルの物理的意味合いを検討し、その上で、観測データのない場合や、計画策定へ適用する場合に必要なモデルの頑健性をチェックし、さらに、そのような場合に適用したときの不確定性を評価し、これらの評価を、現行モデル及び新モデルのみならず、同分科会独自のモデルをも使って実施し、その結果、新モデルによって計算された八斗島地点における昭和22年の既往最大洪水流量の推定値は、毎秒2万1100立方メートルの-0.2パーセントから+4.5パーセントの範囲であり、200年超過確率洪水水量（概ね200年に1回程度発生する洪水規模）は、毎秒2万2000立方メートル（正確には毎秒2万2200立方メートル）が妥当であると判断した。これを受けて、日本学術会議は、その旨を平成23年9月1日付けで国土交通省に回答した。

また、同月5日に開催された社会資本整備審議会河川分科会（第44回）においても、上記毎秒2万2000立方メートルが妥

当であるとされた。

(乙143～145, 弁論の全趣旨)

- c. 以上によれば、国土交通省による八斗島地点における基本高水流量に係る毎秒2万2000立方メートルという数値の算定は、従来から一定の合理的根拠に基づいて算定されていたといえるし、また、その後更に検証がされ、その中で、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、独立して職務を行うとされている日本学術会議（日本学術会議法2条、3条参照）において、その結論が是認されるなどしているのであって、上記数値が不合理であるとはいえない。」

- (イ) 原判決64頁7行目の「b」を「d」に、8行目の「1万7000立方メートル毎秒」を「毎秒1万7000立方メートル」に、12行目から13行目にかけての「1万5000立方メートル毎秒」を「毎秒1万5000立方メートル」に、18行目の「1万7000立方メートル毎秒」を「毎秒1万7000立方メートル」にそれぞれ改め、19行目の「過大である。」の次に「さらに、日本学術会議の前記検討結果は不当であり、新モデルの計算結果は信頼できない。」を加え、24行目の「1000立方メートル毎秒」を「毎秒1000立方メートル」に改め、65頁2行目の「12～17頁」の次に「B161の1」を、6行目の「基本計画においては、」の次に「計画上の流量として、」をそれぞれ加え、7行目の「利根川改修改訂計画」から10行目の「前提とする」までを「実測値から推計される値をそのまま基礎として基本高水のピーク流量を算定しているわけではなく、実測値若しくはそれから推計される値又は実績流量等をそのまま基礎とすることを前提とする」に、13行目の「1万5000立方メートル毎秒」を「毎秒1万5000立方

メートル」に、17行目の「1000立方メートル毎秒」を「毎秒1000立方メートル」にそれぞれ改め、18行目の次に次を加える。

「控訴人らは、森林土壌の貯留機能が過小評価されている旨主張し、これに沿う関良基の証人調書及び意見書（甲43，B128，B131，B146）も存するが、前記bの日本学術会議の検討では、森林の保水力等も考慮に入れているのであって（乙144）、上記控訴人らの主張によっても、毎秒2万2000立方メートルという数値が不合理であるとすることはできない。」

- (ウ) 原判決65頁19行目の「証拠（甲B54）」から22行目の「調査に過ぎず、」までを「証拠（甲B54，B92，B127）」には、八斗島地点上流部には、下流への流量を増加させるような河川の改修等がされていないなどとされているが、その前提となる調査は、限定的であり、」に、23行目の「河川の改修等が」を「上記のような河川の改修等が全く」に、66頁2行目の「1万6500立方メートル毎秒」を「毎秒1万6500立方メートル」に、67頁24行目から25行目にかけての「2万2000立方メートル毎秒」を「毎秒2万2000立方メートル」に、68頁19行目の「約600立方メートル毎秒」を「毎秒約600立方メートル」にそれぞれ改め、69頁1行目の「有している」の次に「③ 現況の河川管理施設等の下では、計画降雨規模の降雨があっても、八斗島地点には毎秒1万6750立方メートル程度の洪水にしかならず、毎秒2万2000立方メートルという洪水は生じず、八斗島地点下流部では、計画高水流量である毎秒1万6500立方メートル程度までの洪水は溢れることがないように整備されるなどしているから、同地点下流部の流量と水位の低減を図るための上流部のダムは、既に不要である」を、22行目の「増加しており、」の次に「国土交通省の」を、70頁5行目の「④」の次に「乙137」を、71頁4行目の次

に次をそれぞれ加える。

「③については、毎秒2万2000立方メートルという数値は、将来的な河道断面等を想定し、洪水調節施設がないという条件で検討した結果から定めた計画値としての流量であり、毎秒1万6750立方メートルという数値は、現況の河道断面で現況の洪水調節施設があるという条件での計画流量であり、前者が河川計画を立案する際の基準となる数値とされているのであって（甲B39、B90、弁論の全趣旨）、控訴人らの主張は、その前提となる数値に関する考え方が国土交通省のそれと異なっていて、控訴人らの③の主張によっても八ッ場ダムが不要であるとはいえない。

なお、控訴人らは、埼玉県は、八ッ場ダムにより河川法63条にいう「著しく利益を受ける」ことはないと主張するが、ここでいう著しい利益とは、他の都府県が一般的に受ける利益を超える特別の利益をいうと解されるところ、前記のとおり、国土交通省の平成17年3月28日時点での予測では、200年に1回程度の確率で発生する降雨により利根川が氾濫した場合、埼玉県が大きな被害を受けることとされ、八ッ場ダムの治水上の効果を受け得るのであり、このようなことを前提とすれば、埼玉県が同条にいう「著しく利益を受ける」ことを否定することはできない。」

(二) 原判決71頁7行目から24行目までを次のとおり改める。

「(ウ) 八ッ場ダム事業の検証

わが国が、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という3つの大きな不安要因に直面している現状を踏まえ、税金の使い道を大きく変えなければならないという認識の下で、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに基づき、今後の治水対策の検討に必要な幅広い治水対策案の立案手法、新

たな評価軸，総合的な評価の考え方等を検討するとともに，これらを踏まえて今後の治水理念を構築していくことを目的として，平成21年12月3日，国土交通大臣が任命する委員によって構成される「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が発足した。有識者会議は，12回の討議を重ね，その間，平成22年7月，「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）」を作成し，国民の意見を募集し，都道府県等に意見照会をし，これらの意見を参考に修正を行い，同年9月，「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）を作成した。中間とりまとめは，個別ダム検証の理念として，これまで完成を目指してきたダムが本当に必要なものかどうかをもう一度見極め，国民の安全を守る上で合理的なインフラ整備を進めていく必要があるといった背景から，現在事業中の個別のダム事業について検証し，事業の必要性や投資効果の妥当性を改めて更に厳しいレベルで検討するとともに，目標とする治水・利水の安全度を確保するためのより低コストで早急に効果が発現できる治水対策を見いだす努力が必要であるなどとし，検証に当たったの基本的な考え方を示した上で，個別ダム検証の進め方等を示すなどし，検証の対象となるダム事業の1つとしてハツ場ダムを掲げている。国土交通大臣は，中間とりまとめを踏まえ，同年9月28日付けで関東地方整備局長に対しハツ場ダムを含むダム事業の検証に係る検討を指示し，これとともに国土交通省河川局長は，同日付けで関東地方整備局長に対しそれに基づいて上記検証に係る検討を進めるものとして，ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を通知した。

これらを受けて、国土交通省関東地方整備局は、「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、そこでの検討に加え、関係地方公共団体の長、関係利水者、関係住民及び学識経験者の意見並びにパブリックコメントを踏まえ、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」の原案を整理し、これについて、関東地方整備局事業評価監視委員会に意見聴取し、同委員会から、平成23年11月29日に同委員会としては八ッ場ダム建設事業については継続することが妥当であるものと考えするという意見を受け、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書を作成した。同報告書では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持を目的別に八ッ場ダム案と八ッ場ダム以外の代替案を複数の評価軸ごとに評価した上で、八ッ場ダムの総合的な評価としては、①洪水調節、新規利水について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は現行計画案（八ッ場ダム案）である、②また、流水の正常な機能の維持の目的について、目的別の総合評価を行った結果、八ッ場ダムによる利水放流を考慮する場合に最も有利な案は現行計画案（八ッ場ダム案）であり、八ッ場ダムによる利水放流を考慮しない場合に最も有利な案はガイドライン案である、③①及び②の結果を踏まえると、流水の正常な機能の維持の目的について、最も有利な案は現行計画案（八ッ場ダム案）である、④これらの結果を踏まえると、総合的な評価の結果としては、最も有利な案は現行計画案（八ッ場ダム案）であると評価したとされ、その上で、対応方針（案）としては、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、検証に係る検討を行った結果、八ッ場ダム建設事業については継続す

ることが妥当であると考えられるとされた。また、同報告書では、利根川水系の社会・経済的重要性を考慮し、他の直轄河川における水準と比較した場合に、相対的に高い水準を確保することが適切であり、その際、河川整備計画が河川整備基本方針に沿った段階的な中期的な計画であることから、その目標流量については、20年間から30年間の河川整備の実現可能性等を考慮するという考え方にに基づき検討を行った結果、河川整備計画相当の目標流量は、年超過確率70分の1から80分の1に相当する毎秒1万7000立方メートル（八斗島地点）とすることとし、また、既存ストックの有効利用の観点から、これまでの利根川上流ダム群再編事業における検討内容も踏まえ、奈良俣ダムと藤原ダムの容量振替や洪水調節方式の見直し、烏川における広大な河川空間の調節池化、さらに、ハッ場ダムの洪水調節方式の見直しにより、八斗島上流部において、ダム等がない場合の流量である毎秒1万7000立方メートルに対して、毎秒3000立方メートル程度の洪水調節が可能であるとの結果を得たとされている。

国土交通省関東地方整備局は、同月30日、国土交通大臣に同報告書を提出し、同年12月1日に開催された第20回有識者会議においては、同報告書が中間とりまとめで示した共通的な考え方に沿って検討されている旨が確認された。また、同月、同年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、社会資本整備のあるべき姿の再検討を行うという動きを踏まえ、国土交通省の事務次官、技監、国土交通審議官、総合政策局長の4名で構成されるタスクフォースにより、今後の治水システムの充実を図る観点から、東日本大震災の教訓に関する知見・情報を俯瞰的に整理した「3.11震災を踏まえた今後の治水システムに関連する知見・情報の整

理」が作成され、その中で、八ッ場ダムや利根川流域についても整理がされ、同年12月7日に開催された第21回有識者会議で報告された。

以上の検討結果及び検証結果を踏まえ、国土交通大臣は、同月22日、八ッ場ダム事業を継続するとの対応方針を決定した。

その後、国土交通省関東地方整備局は、平成25年5月15日、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】を策定した。同整備計画は、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書を踏まえた内容となっていて、同整備計画の計画対象期間を概ね30年間とすること、洪水に対しては、わが国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を流れる利根川、江戸川の氾濫域には、人口・資産が高度に集積していることから、利根川、江戸川の重要性を考慮して、目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して相対的に高い水準である年超過確率70分の1から80分の1とし、その水準に相当する河川整備計画の目標流量を基準地点八斗島において毎秒1万7000立方メートルとし、河道では計画高水位以下の水位で毎秒1万4000立方メートル程度を安全に流下させ、毎秒3000立方メートル程度については八ッ場ダムを含めた洪水調節施設で調節すること等を内容としている。

(甲35、乙140、146～157、189の1、189の2、191の1、191の2、弁論の全趣旨)

なお、控訴人は、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討「費用便益比算定」(甲B169)における八ッ場ダムの洪水調節便益は非現実的で仮想の数字にすぎないと主張するが、これを的確に裏付ける証拠は見当たらない。そして、上記検証に問題がある

というその余の控訴人らの主張を検討しても、上記検証そのものについて重大な瑕疵があるとは認められない。

(エ) 結論

以上によれば、国土交通省の八ッ場ダムに治水効果があるとの判断は、従来から一定の合理的根拠に基づいてされてきたといえる上、平成21年以降の八ッ場ダム事業の検証作業における検討・検証の結果を踏まえ、八ッ場ダム事業を継続するとの対応方針が決定されたのであり、また、現時点においても、適法に策定された利根川水系河川整備基本方針、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】、八ッ場ダムの建設に関する基本計画、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画において、八ッ場ダムは、その目的の1つを洪水調節とする必要な事業として掲げられているのであり、控訴人らの治水対策上八ッ場ダムは不要であるという主張は、ひとつの評価としてはあり得る指摘であるとしても、八ッ場ダムが治水上の効果を有することを否定することはできない。」

ウ 本件ダムサイトの適格性、貯水池地すべりの危険性及び八ッ場ダムの建設が環境に及ぼす影響について

この点についての当裁判所の認定及び判断は、次のとおり補正するほかは、原判決72頁13行目から87頁23行目までに記載されたとおりであるから、これを引用する。

(ア) 原判決72頁13行目の「(イ)」を「(ア)」に、18行目の「加重」を「荷重」に、19行目の「堤体」を「堤体断面」に、75頁20行目の「5ルジオン」を「5ルジオン程度」に、76頁24行目の「(甲D5の2, D11(21~22頁))」を「(甲11(21~22頁), D5の2)」に、77頁10行目の「(7頁 IIの1の2の箇所)」を「(

13頁)」にそれぞれ改め、78頁3行目の「特ダム法」から4行目の評価できるほど」までを削る。

- (イ) 原判決78頁6行目の「(ウ)」を「(イ)」に改め、7行目冒頭に「a」を、同行目の「地すべり対策は、」の次に「原審の口頭弁論終結時においては」をそれぞれ加え、8行目から9行目にかけての「17～21頁」を「16～35頁」に、9行目の「乙92」を「乙92 ①」に、「乙93 1頁」を「乙93」にそれぞれ改め、25行目の「この概査の段階では」から79頁3行目末尾までを削り、4行目の「国土交通省は」から7行目の「この22か所に」までを「国土交通省は、八ッ場ダムについて概査を行った。すなわち、貯水池周辺全域を対象に空中写真、地形図等を収集し、それらをもとに、地すべり地の可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所として、原判決別紙5「抽出地すべり位置図」の22箇所を抽出し、その22箇所を対象に現地踏査により詳細な地形状況等の確認調査を行うなどし、その結果、そのうち5箇所（川原畑地区二社平、横壁地区白岩沢、林地区久森2箇所及び林地区勝沼）について湛水による地すべりの可能性が高く、精査が必要な箇所とし、その後、林地区勝沼を2箇所に分割したため、精査が必要な箇所として6箇所を抽出し、その後、その6箇所に」に改め、11行目の「以下、」の次に「前記の国土交通省の地すべり対策に係る」を加え、12行目の「a」を「(a)」に、80頁9行目の「3頁」を「図2」に、「国土交通書」を「国土交通省」に、11行目の「(17頁)」を「(17～21頁)」に、14行目の「b」を「(b)」に、81頁1行目の「活動」を「滑動」にそれぞれ改め、3行目の「群馬県により」から4行目の「対策工のほか」までを削り、6行目の「6～8頁」を「図6～8」に、10行目の「c」を「(c)」に、82頁2行目の「乙92」を「乙92 ①」に、3行目の「d」を「(d)」に、20行目の「乙92」を「乙92 ①」に、

24行目の「e」を「(e)」に、同行目の「現時点では、」を「前記当時においては、」に、26行目の「今後も実施される」から84頁3行目の「予定であること」までを「国土交通省において、地すべり対策工は、ダム本体の建設工事が竣工し、湛水を開始する前までに完了しなければならないが、貯水池周辺の整備計画が定まるのに合わせて、地すべり土塊の安定性の検討や地すべり対策の検討が重ねられ、その精度が上げられていくものであるとし、ハッ場ダムにおいては、ダム完成後の湛水に当たり万全を期すため、貯水池全域の斜面を対象に地すべり対策の再検討を行う予定としていて、その結果、地すべり対策に修正が加えられていくことになるが、貯水池周辺の地すべりに対しては、技術的に十分対応可能と判断しているとしていること（乙90）」に、83頁4行目の「少なくとも」から6行目末尾までを「前記当時の国土交通省の地すべり対策について、ハッ場ダムの建設等が許されないほどの危険性があつたとまでは認められない。」にそれぞれ改め、12行目の「貯水池」を削り、18行目の次に次を加える。

「b 前記のとおり、以前から地すべり対策の再検討や修正が予定されていたところ、国土交通大臣が関東地方整備局長に対して指示した前記のハッ場ダム事業の検証に係る検討において、平成23年11月に作成されたハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書では、次のようにされている。すなわち、平成21年作成の「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」に基づき、レーザープロファイラー等の最新の技術を用いた調査結果を踏まえ、各箇所対策の必要性、対策案について改めて検討を行った結果、従前から対策を予定していた3箇所に加え、新たに8箇所対策が必要になる可能性があることが判明したとされ、具体的には、地すべりの対策が必要な箇所として、従来から対策

を予定していた二社平、勝沼及び小倉に加え、新たに白岩沢、久森沢及び久々戸が対象とされ、新たに、未固結堆積物斜面として対策が必要な箇所として、川原畑①、川原畑②、川原湯、横壁及び林が対象とされた。また、対策工法（案）としては、小倉については、排土工、押さえ盛土工、鋼管杭工を平成21年までに実施済みとされ、二社平、勝沼及び白岩沢については、排土工、押さえ盛土工が選定され、久森沢、久々戸、川原畑①、川原畑②、川原湯、横壁及び林については、押さえ盛土工が選定されている。なお、ダムの建設に当たっては、試験湛水を行って湛水に伴う地すべり等に関する安全性を最終的に確認することとされており、八ッ場ダムも同様であるとされている。

（甲D25、D28、乙176、177の1、177の2、弁論の全趣旨）

これに対し、控訴人らは、上記の地すべり対策について、①以前の国土交通省関東地方整備局の見解を超えるものではなく、安定解析のための数値の設定等について上記技術指針（案）を機械的、形式的に適用したものにすぎず、奥西の意見書（甲D14）で指摘されている林地区及び上湯原地区の古期大規模地すべり地形等の吾妻川溪谷形成の地形・地質的背景、特色を踏まえた検討、対策が行われていない、②調査範囲を検討する中で湛水域でないことを理由に対象から除外していることは問題であり、これら除外された地すべり地はダム湛水に伴う水文環境の変化により、地すべりが誘発される可能性がある、③対策として押さえ盛土工、排土工を採用しているが、押さえ盛土では盛土による貯水量の減少や波浪浸食、貯水位下降時における土砂流出の恐れがあり、また、押さえ盛土工も頭部排土工も必要抑止力が4000kN/m

を超える地すべり対策としては妥当な工法ではないなどと主張し、これに沿う坂巻の証人調書及び意見書（甲４９，Ｄ２９）も存する。しかし、控訴人らの主張は、そもそも現時点での国土交通省の地すべり対策に対する主張であり、現時点において地すべりが生じる可能性を指摘するものといえるとしても、国土交通省において、今後も地すべり等に関する安全性を確認することとしているのであって、今後も再検討や修正もあり得ること等に照らすと、上記控訴人らの主張を勘案しても、現時点において、八ッ場ダムの建設等が許されないほどの危険性があるとまでは認められない。

」

(ウ) 原判決８３頁１９行目の「(ニ)」を「(ウ)」に改め、２２行目の「与える影響」の次に「遺跡に与える影響」を加え、８４頁１１行目の「本件基金」を「対策基金」に、８５頁１行目の「特ダム法負担金」から２行目末尾までを「国による生活環境に関する適正な環境影響評価が行われていないと直ちにはいえない。」に、１６行目の「環境影響評価文書」を「八ッ場ダム環境影響評価書」に、８６頁１０行目の「７～９頁」を「１～３頁，７～１０頁」に、１０行目から１１行目にかけての「６～７頁」を「②」に、１６行目の「PH」を「pH」に、８７頁１３行目から２３行目までを次のとおりそれぞれ改める。

「d 以上によれば、控訴人らは、八ッ場ダムの建設事業に関する環境影響評価について種々の問題点があることを指摘しているところ、八ッ場ダムの建設が環境に影響を及ぼすことは否定できないが、環境に関する評価やそれに基づく対策等が一定程度講じられているということができ、この点に関する控訴人らの主張を踏まえても、環境への影響を根拠として、八ッ場ダムの建設等が許されないとまではいえない。

なお、控訴人らは、八ッ場ダムの建設予定地に存する遺跡に与える影響について環境影響評価義務を怠っていて、八ッ場ダムの建設事業が違法であると主張するが、その前提となる遺跡に関してこれを裏付ける証拠が見当たらない上、遺跡に関する控訴人らの主張を考慮したとしても、八ッ場ダムの建設等が許されないとするまでの事情があるとはいえない。」

エ 結論

以上によれば、控訴人らのその余の主張を検討しても、八ッ場ダム建設事業そのもの又は八ッ場ダム事業を掲げる計画等に重大かつ明白な瑕疵があるとはいえず、したがって、これを前提とする河川法負担金納付通知に重大かつ明白な瑕疵が存するとはいえない。そうすると、河川法負担金納付通知を根拠とする被控訴人埼玉県知事の河川法負担金の支出に関する行為は、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反する違法なものということはできない。

(3) 水特法負担金及び対策基金負担金の支出について

控訴人らは、埼玉県が八ッ場ダムにより治水上も利水上も利益を受けないにもかかわらず、水特法負担金及び対策基金負担金の支出を内容とする協定を締結することは、公序良俗に違反し、又は埼玉県にとって必要のない事業であることを協定の当事者がいずれも認識した上で行った心裡留保に基づくものであるから、無効であり、仮に、上記協定が無効でないとしても、八ッ場ダムによる受益が存在しないにもかかわらず、被控訴人埼玉県知事及び被控訴人埼玉県公営企業管理者が地方財政法25条3項に基づく負担金の支出拒否権を行使せず、また、協定が許容している水特法負担金及び対策基金負担金の支出拒否権を行使しないまま、漫然と水特法負担金及び対策基金負担金を支出することは、違法である旨主張するが、前記(1)及び(2)の検討を踏まえれば、埼玉県が治水上及び利水上の利益を受けないとはいえないのであ

て、控訴人らの主張はその前提を欠いていて、採用することができない。そして、他に、上記協定等を根拠とする被控訴人埼玉県公営企業管理者による水特法負担金の支出に関する行為及び被控訴人埼玉県知事による対策基金負担金の支出に関する行為が違法であると認めるに足りる証拠はない。

(4) 一般会計からの繰出金の支出について

控訴人らの被控訴人埼玉県知事による一般会計からの繰出金の支出が違法である旨の主張は、特ダム法負担金の支出及び水特法負担金の支出が違法であることを前提としているところ、前記(1)及び(3)のとおり、これらの負担金の支出は違法とはいえないので、控訴人らの主張は、その前提を欠いていることになり、これを採用することができず、本件において、被控訴人埼玉県知事による一般会計からの繰出金の支出に関する行為が違法であるとはいえない。

第4 結論

よって、原判決の主文2項を本判決の主文1項のとおり変更することとし、控訴人らのその余の本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとする。

東京高等裁判所第24民事部

裁判官 内 藤 正 之

裁判官 田 辺 暁 志

裁判長裁判官三輪和雄は、退官につき、署名押印することができない。

裁判官 内 藤 正 之